

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所

第二種廃棄物埋設事業許可申請

第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設

備の基準に関する規則第十五条

（通信連絡設備等）への適合性について

平成 3 0 年 1 1 月

日本原子力発電株式会社

目 次

1.	はじめに.....	1
2.	通信連絡設備等の設置方針.....	3
3.	通信連絡設備等の設計.....	3
3.1	通信連絡設備の設計.....	3
3.2	警報設備.....	4
3.3	連絡通報設備の多重化.....	4
3.4	事業所内の人の退避のための設備.....	4
4.	まとめ.....	5

1. はじめに

本資料は、東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請について、「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「第二種埋設許可基準規則」という。）の第十五条及び「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「第二種埋設許可基準解釈」という。）第十五条への適合性を説明するものである。

第二種埋設許可基準規則第十五条及び第二種埋設許可基準解釈第十五条の要求事項を第1表に示す。

第 1 表 第二種埋設許可基準規則第 15 条及び第二種埋設許可基準解釈第 15 条の要求事項

第二種埋設許可基準規則	第二種埋設許可基準解釈
【第二種埋設許可基準規則 第 15 項 第 1 項】 事業所には, 廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう, 警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。	【第二種埋設許可基準解釈 第 1 項】 1 第 1 項に規定する「通信連絡設備」とは, 事業所内各所への作業又は退避の指示等の連絡を, ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。なお, 廃棄物埋設地については, 必ずしも警報装置を設けることを要しない。
【第二種埋設許可基準規則 第 15 項 第 2 項】 二 事業所には, 廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう, 通信連絡設備を設けなければならない。	【第二種埋設許可基準解釈 第 2 項】 2 第 2 項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは, 事業所外必要箇所への事故・異常の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備を使用できることをいう。
	3 第 1 項及び第 2 項に規定する「通信連絡設備」は, 必要に応じて, それぞれ異なる手段により通信連絡できるものであること。
【第二種埋設許可基準規則 第 15 項 第 3 項】 三 廃棄物埋設施設には, 事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	【第二種埋設許可基準解釈 第 3 項】 4 第 3 項に規定する「事業所内の人の退避のための設備」とは, 通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純, 明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路をいう。なお, 避難用の照明については, 廃棄物埋設施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は, 可搬型の仮設照明によることができる。

2. 通信連絡設備等の設置方針

本施設には、廃棄物埋設地に異常が発生した場合において、事業所内の人に対し必要な指示及び事業所外の通信連絡をする必要がある場所と音声による通信連絡ができる設備を設ける。廃棄物埋設地は視認性が良いことから、警報装置は設けない。また、廃棄物埋設地には事業所内の人の退避のための設備を設ける。

3. 通信連絡設備等の設計

3.1 通信連絡設備の設計

本施設には表1のとおり通信連絡設備を設け、音声による通信連絡ができる設計とする。

第1表 通信連絡設備一覧

想定機器		配備例	電源	通信方法
事業所内通信連絡設備	所内携帯電話等	作業者に貸与する。作業 者間及び事業所内の関係 個所と音声による通話が 可能な機器とする。	バッテリー	無線
	業務用無線	作業者に貸与する。作業 者間の連絡通信が可能で ある。	バッテリー	無線
事業所外通信連絡設備	所内携帯電話等	作業者に貸与する。外部 発信により事業所外必要 箇所との音声による通話 が可能な機器とする。	バッテリー	無線
	加入電話設備	廃棄物埋設地周辺に設置 する。事業所外必要箇所 と音声による通話が可能 な機器とする。	回線より給 電	有線

3.2 警報設備

廃棄物埋設地における埋設作業は、埋設トレンチ2区画分に当たる約15m(縦)×約16m(横)、埋設トレンチの地表面と底面の高低差最大約4mの範囲で行うため、地表面からの視認性が良いことから、異常発生時の連絡や退避の指示が容易に行える。そのため、警報装置は設けない。

3.3 連絡通報設備の多重化

本施設では、第1表のとおり異なる2つの通信連絡設備を設けることで、いずれかの方法で通信連絡を行える設計とする。

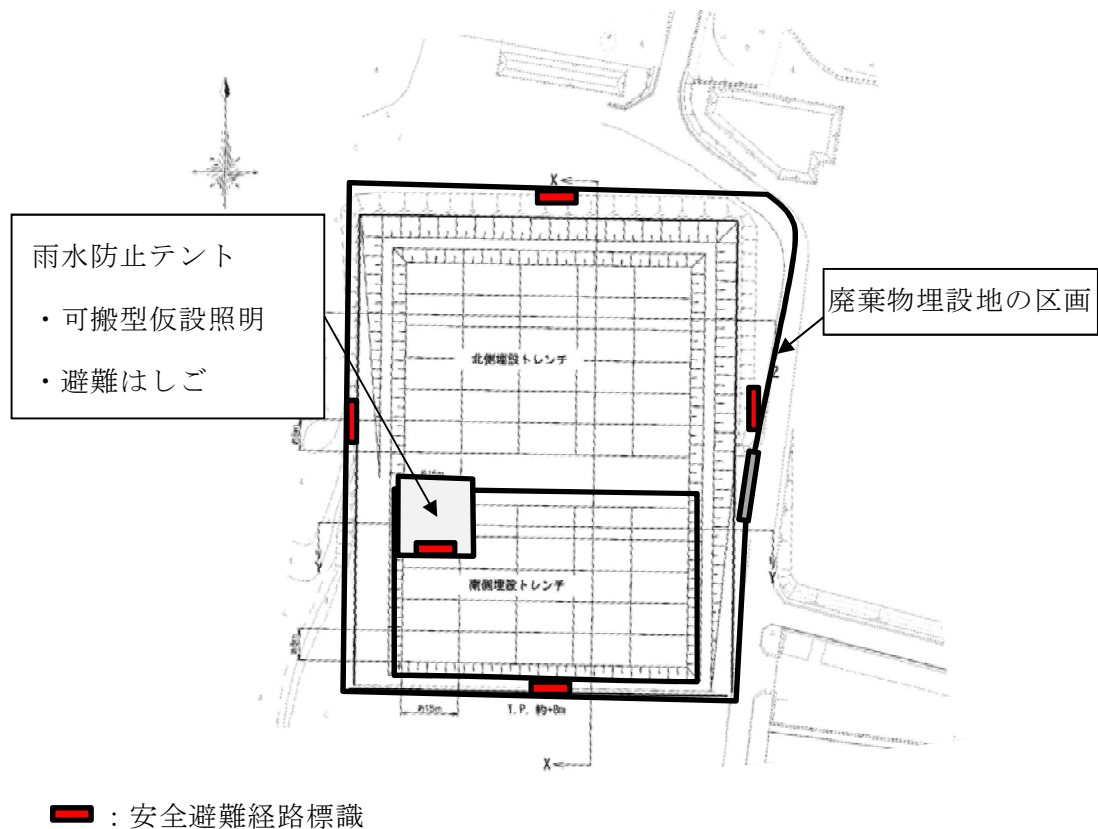
3.4 事業所内の人の退避のための設備

本施設では、夜間の埋設作業は行わないことから、廃棄物埋設地の雨水防止テント内の明かりは自然光を利用するものとし照明器具は常設しないが、念のため、可搬型仮設照明器具を配備する。

避難が必要な事態が生じた場合は、通常、作業者が地表面から廃棄物埋設地の底面間を昇降するために設置する仮設昇降装設備に加えて、避難はしごを配備し、安全避難経路を確保する。なお、安全避難経路には標識を設置する。

第2表 退避のための設備

想定機器	機器の概要	配備場所
可搬型仮設照明	バッテリー式で作業場所に容易に設置できる照明機器を配備する。	埋設作業場所の近傍 (雨水防止テント内)
避難はしご	非常時に容易に設置できる仮設階段はしご等を配備する。	
避難経路の標識	看板等の標識により安全避難経路を設定する。	管理区域及び埋設保全区域周辺の見やすい場所



第 2 図 避難のための設備の設置例

4. まとめ

本施設においては、事業所内外への通信連絡設備及び退避のための設備を設ける設計としており、第二種埋設許可基準規則第 15 条及び第二種埋設許可基準解釈第 15 条の要求事項に適合していると判断する。

以上